

山梨県公報

号外第四号

平成三十年

二月二十八日

水曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………六

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項並びに第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成三十年二月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
伊藤たけし後援会新明会	清水 勉	石川 秀徳	甲斐市富竹新田一〇二四―一	平成三十年一月二十二日	平成三十年一月二十二日
加藤たかのり後援会	加藤 敬徳	加藤 敬徳	甲斐市富竹新田四二七―六	平成三十年一月二十九日	平成三十年一月二十九日
仁栄会	秋山 仁	秋山喜代美	南巨摩郡富士川町最勝寺二六一―一二	平成三十年一月二十八日	平成三十年一月二十九日
井上和男後援会	井上 和男	秋山 元秀	南巨摩郡富士川町小林一三三―三	平成三十年二月八日	平成三十年二月九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

金丸忠仁を支援する会	山中俊久	金丸忠仁	南アルプス市藤田一六二〇―二	平成二十九年十二月三十一日	平成三十年一月十七日
政友会（岡部政幸後援会）	木下 勲	岡部伴作	北都留郡丹波山村押垣外八一―二	平成二十九年十二月三十一日	平成三十年一月三十日
米山のぼる後援会「竜昇会」	保坂福一	中村育男	甲斐市竜王新町六六四―一	平成三十年二月五日	平成三十年二月五日
政和会	丹澤和平	長田永年	甲府市上阿原町六六三―七	平成二十九年十二月十四日	平成三十年二月七日
斉藤正行後援会	斉藤正行	初鹿秀樹	南巨摩郡富士川町小林一三三―一	平成三十年二月二十六日	平成三十年二月八日
税理士による小沢鋭仁後援会	三神治彦	三神治彦	甲府市相生二―四―八	平成三十年二月五日	平成三十年二月九日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
加藤敬徳	市議会議員	加藤たかのり後援会	甲斐市富竹新田四二七―六	加藤敬徳	平成三十年一月二十九日	平成三十年一月二十九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
斉藤正行	町議会議員	斉藤正行後援会	南巨摩郡富士川町小林二三三―一	斉藤正行	平成三十年一月二十六日	平成三十年二月八日

山梨県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成三十年二月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

〔政治団体分〕
小沢さきひとを育てる会 2,393,532 甲府市
日本維新の会本部 392,000 大阪府大阪市

平成29年解散分
〔資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)]

(単位 円)

小林しんぢら後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小林 伸吉
資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 29.12.07(29.12.07解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

たけこし久高を育てる竹の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 竹越 久高
資金管理団体の届出に係る公職の種類 市長

報告年月日 29.12.01(29.11.30解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

平成29年解散分
〔その他の政治団体〕

(単位 円)

小沢さきひとを支援する南高希望の会

報告年月日 29.12.05(29.11.30解散)

1 収入総額 18,497
前年繰越額 18,497

2 支出総額 18,497

3 支出の内訳 18,497
政治活動費 18,497
寄附・交付金

金丸忠仁を支援する会

報告年月日 30.01.17(29.12.31解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

希望の会

報告年月日 29.12.05(29.11.30解散)

1 収入総額 412,431
前年繰越額 388,461

2 本年収入額 23,970

3 本年収入の内訳 412,431
寄附 23,970
政治団体分 23,970

4 支出の内訳 23,970
経常経費 210,377
備品・消耗品費 205,603

5 事務所費 4,774
政治活動費 202,054
組織活動費 202,054
寄附の内訳

〔政治団体分〕
年間五万円以下のもの 23,970

政友会(岡部政幸後援会)

報告年月日 30.01.30(29.12.31解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

政和会

報告年月日 30.02.07(29.12.14解散)

1 収入総額 2,715,239
前年繰越額 1,605,113

2 本年収入額 1,110,126

3 本年収入の内訳 2,715,239
個人の党費・会費 (74人)
その他の収入 126
一件十万円未満のもの 126

4 支出の内訳 17,908
経常経費 17,908
備品・消耗品費 2,697,331

政治活動費 697,331
組織活動費 2,000,000
寄附・交付金

山梨県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成九年山梨県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のとおり改正する。

平成三十年二月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

表中「医療法人恵信会介護老人保健施設恵信ケアセンター」を「医療法人恵信会 恵信塩山ケアセンター」に改める。